

第9回不法盛土への対処方策検討ワーキンググループ 議事概要

日時：令和5年4月25日(火) 13:30~14:30

場所：中央合同庁舎3号館6階 局議室

1. 開 会

2. 議 事

(1) 不法・危険盛土等対処方策ガイドライン（案）

- ・事務局より「資料2-1~2-4：不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン（案）」について説明後、以下のとおり質疑応答。

○「不法・危険盛土等の監視・発見」に地域住民が通報しやすい環境の整備が重要である旨が記載されているが、行政は通報者の不利益に繋がらないように情報管理する必要がある。通報者の個人情報、行政処分の相手方に伝わることがないように配慮がされることが望ましい旨をガイドラインに記載した方がよい。

⇒ご指摘の通り、ガイドラインへの記載を検討する。

○「崩壊発生のおそれが著しく大きい盛土等」の具体例を示した図において、「崩壊に至っている」と記載されているが、崩壊に至っていないと「崩壊発生のおそれが著しく大きい盛土等」に該当しないと誤解されるおそれがあるため、「崩壊に近づいている状態である」旨の表現に修正した方がよいのではないか。崩壊という言葉は構造物として終局状態に至っている場合を指すことが多い。この図は崩壊の兆候を表している。

⇒「崩壊発生のおそれが著しく大きい盛土等」は、事実上既に動き始めているもの、「崩壊発生のおそれが特に大きい盛土等」は、崩壊の一手手前の状態という分類を行っている。書きぶりを検討し、修正する。

○不法・危険盛土等対応をされる行政職員として、土木技術と法律の両方を理解している職員は少ないので、分野を越えた研修が実施されるとよい。

○今後、自治体からの意見や実情を踏まえて、発展させることが望ましい。

○ガイドラインは法の施行日に公開されるが、自治体は公開後内容を理解する必要があるため、運用に時間がかかるのではないかと。

⇒区域指定の基礎調査等に時間を要するため、法施行と実運用にタイムラグがあることを想定している。また、地方公共団体に対して中間案等の公開や説明会を適宜実施しており、徐々に理解いただいている。法施行後には、研修を設けてガイドラインの内容の周知を図っていきたい。

○本ガイドラインは盛土等に限定しているが、行政指導だけでは立ち行かないような規制を行うという観点から普遍性のあるガイドラインになったと考えられるので、地方公共団体にとって役に立つ有意義な資料ではないだろうか。

- ・不法・危険盛土等の対処方策ガイドラインの最終的な取扱いについては、大橋委員長にご一任いただくことで、委員からご承諾いただいた。

(2) 今後のスケジュール

- ・事務局より「資料4：ガイドライン公表に向けた今後の予定」について説明。

3. 閉 会

以上